

★ 関係者の皆様へ ★

教習所等での事前の運転練習 を推奨しています！

～ 外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続 ～

申請ができる方

- 群馬県内に住所が登録してあること。
- 外国免許が有効な免許であること。
- 外国の免許取得後、発給国に通算して3か月以上の滞在期間があること。

必要な手続

- (1) 書類審査（パスポートや外国免許証等の確認）
 - (2) 適性試験（視力検査等）
 - (3) 知識の確認（運転に必要な知識・交通ルール等の確認）
 - (4) 技能の確認（運転実技）
- ※ ただし、「日本の免許保有歴のある方」「日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有する29の国と地域の免許を保有する方」は、(3)(4)が免除されます。
- ※ 原付免許への切替えは、(1)～(3)を実施します。
- ※ 手続や必要書類は、別途資料（ホームページに掲載）を必ず確認してください。

お願い

特に、「技能の確認（運転実技）」において、基準に達するまでに複数回受験する方が大半であり、切替までの日数が長期間に及んでいます。

※ 令和5年中に「技能の確認」を受験した657人中、切替えができた方（基準に達した方）は151人（23.0%）
このため、「技能の確認」を受験される方には、自動車教習所等での事前練習を推奨しています。



HP

皆様の御理解・御協力をお願い致します。

群馬県警察



外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続 フローチャート

試験の一部免除の特例が
適用される者

特例が適用されない者

- ・日本の免許保有歴あり
- ・同水準の免許制度ありと認められる29の国・地域※の免許を保有

書類審査（外国免許・パスポート等）

申請書・質問票の作成

受付

適性試験（視力検査等）

- ※ 同水準の免許制度ありと認められる29の国・地域
- ・アメリカ合衆国の一部の州
- ・イギリス
- ・ドイツ
- ・フランス
- ・韓国
- ・台湾 など

知識の確認（交通ルール）

不合格



合格

技能の確認（運転実技）

不合格



合格

※原付は技能の確認なし

免許証交付